

事故に関する情報提供
(手動車いすのフットサポート)

平成 29 年 3 月 14 日

消費者安全調査委員会

本レポートは、消費者安全調査委員会が、生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であるか否かを検討するために収集した情報を、消費者安全の確保の見地に立って、公にするものである。

本レポートは、サービス等事故調査部会における情報収集・審議を経て、平成29年3月14日に消費者安全調査委員会で決定された。

消費者安全調査委員会

委員長 宇賀 克也
委員長代理 持丸 正明
委員 朝見 行弘
委員 河村 真紀子
委員 澁谷 いづみ
委員 水流 聡子
委員 淵上 正朗

サービス等事故調査部会

部長 持丸 正明
部長代理 澁谷 いづみ
臨時委員 飯野 謙次
臨時委員 鎌田 環
臨時委員 関東 裕美
臨時委員 首藤 由紀
臨時委員 徳田 哲男
臨時委員 野口 貴公美
臨時委員 横矢 真理
臨時委員 余村 朋樹

担当専門委員 秋山 弘子

《参 考》

本レポート本文中に用いる用語の取扱いについて

本レポートの本文中における記述に用いる用語の使い方は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

目次

1. 情報提供に至った経緯	1
2. 車いすについて	2
2. 1 車いすの基本的な構造と種類.....	2
2. 2 一般的な車いすのフットサポートについて.....	3
2. 3 車いすの市場.....	5
2. 4 車いすの流通.....	5
2. 5 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律.....	6
3. 車いすに係る事故情報	7
3. 1 フットサポートへの接触.....	7
3. 2 フットサポートの安全に関する製造業者の取組.....	10
4. 車いすに係る課題等	11
4. 1 フットサポートに関連する課題.....	11
4. 2 管理に関する課題.....	11
4. 3 情報共有に関する課題.....	12
5. 結論	13
5. 1 製造段階について.....	13
5. 2 利用段階について.....	14
5. 3 情報の共有について.....	15

1. 情報提供に至った経緯

消費者安全調査委員会は、「手動車いすの移乗時に、被介助者の足が、手動車いすのフットサポートのプレート（足を乗せる板）の裏側に接触する事象が1か月間で24件発生し、そのうち2件では皮膚損傷が発生した。」という病院関係者からの申出を受け、当該申出に係る情報収集・整理・分析を行った。

その結果、身体障害者を対象として製造し、利用されていた手動車いす（以下「車いす¹」という。）が、介護保険制度が導入された平成12年4月頃から高齢者の生活支援・介助用具として広く利用されるようになり、現在では、標準品や定番品としての量産型の製品が多く流通していることが分かった。具体的には、ある程度の身体能力を有している高齢者であっても、移動の利便性や日常生活の質的向上のために車いすの利用を求める場合があったり、介助者側が介護の利便性のために利用する場面が増えている。その他、個人や施設における購入やレンタルだけでなく、商業施設や公共施設等において一時的に貸出しされ、不特定多数の者が容易に利用できるようになっている。

このように、車いすの利用者及び利用形態が大きく変化し、事故の態様も変化していると考えられる。一方で、事故情報及びヒヤリハット情報は、関係者の間で十分に認知されていない。

こうした状況を踏まえ、消費者安全調査委員会は、上記の申出を契機とした情報収集の結果について、消費者安全確保のため、製造業者や利用者等²全ての関係者に広く周知し、再発防止に向けた取組が促進されることを目的として、本レポートを取りまとめ、消費者庁、厚生労働省及び経済産業省に対して、情報提供する。

○本レポートのポイント

- ・フットサポートのプレートの裏側は、跳ね上げた際には直接身体に触れる面になることを前提とし、製造業者はリスクアセスメントを実施して、例えば裏側を平滑にするなど、接触しても皮膚損傷が生じないような構造上の工夫を行うことが必要である。
- ・既に利用されている車いすについては、プレート部分を覆う補助具（カバー）を取り付けることや、利用時に皮膚を保護することが重要である。
- ・事故情報、ヒヤリハット情報及び製品情報等が一元化され、全ての関係者の間で共有され、事故予防のために活用されることが重要である。

¹ 車いすは、手動車いすと電動車いすに大別されるが、本レポートでは手動車いすについてのみ述べる。

² 移乗などの介助を行う家族及び病院・介護施設職員等の介助者並びに利用者本人のこと。

2. 車いすについて

本項では、車いすに関して、製品の構造や流通等について示す。

2. 1 車いすの基本的な構造と種類

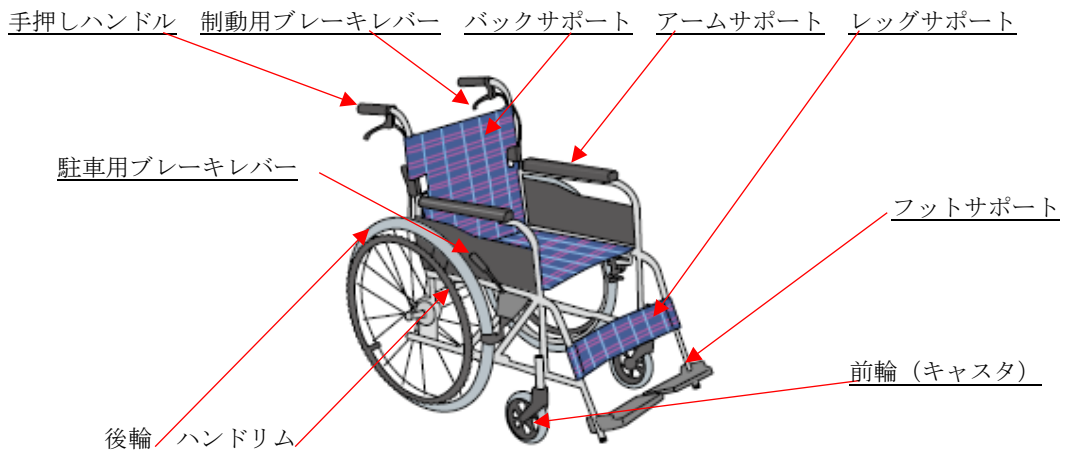
車いすは、大別して自走用と介助用に分けられる。自走用には標準形のほかに、室内形・座位変換形・スポーツ形・パワーアシスト形・特殊形があり、介助用には標準形のほかに、室内形・座位変換形・浴用形・パワーアシスト形・特殊形がある。ここでは、自走用及び介助用の車いすのうち任意規格である日本工業規格（規格名称「手動車椅子」。規格番号 JIS T9201:2016。以下「JIS T9201」という。）に規定されている標準形について、その構造等を示す。

(1) 自走用標準形車いす（図1参照）

自走用標準形車いすは、利用者が腕や足の力などを利用して車いすを走行させることを想定して製造されている。JIS T9201 では、駆動輪（後輪）がタイヤとハンドリムで構成され、任意にバックサポートの角度が変えられず、前輪がキャスタで後輪径が 18 インチ（約 46cm）以上のものと定義されている。一般的な自走用標準形車いすの後輪は、22 インチ（約 56cm）のものが多い。

レンタル製品として利用されている自走用標準形車いすは、手押しハンドルに制動用ブレーキレバー（補助ブレーキレバー）を付けて介助用として利用される場合が多い。なお、病院などで一般的に利用されている自走用標準形車いすでは、制動用ブレーキレバーは付いていない機種が多い。

図1 自走用標準形車いす

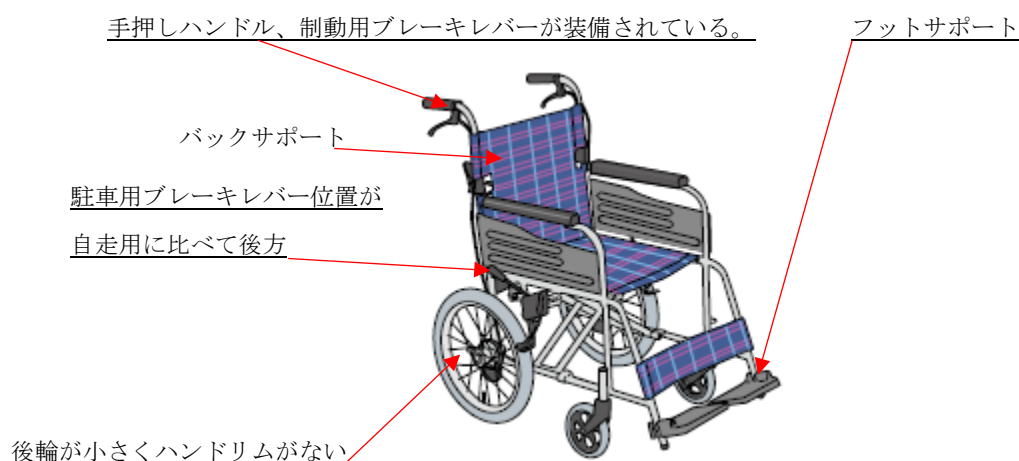


(2) 介助用標準形車いす (図2参照。)

介助用標準形車いすは、利用者が駆動せずに介助者が後方から押して操作することを前提に製造されている。そのため、一般的にはコンパクトで軽量化されており、後輪が自走用のものに比べて小さい。JIS T9201では、特別な座位保持具及びハンドリムが付いておらず、任意にバックサポートの角度が変えられないもので、前輪がキャストで後輪は12インチ(約30cm)以上の大きさに構成されたものと定義されている。一般的な介助用標準形車いすの後輪は、16インチ(約41cm)のものが多い。

後輪のタイヤ径が小さく、駐車用のブレーキの操作レバーが自走用標準形車いすよりも後方に取り付けられており、介助者がブレーキの操作をしやすい構造となっている。また、手押しハンドルには、介助者が使用する制動用ブレーキレバーが取り付けられている。

図2 介助用標準形車いす



出典) 福祉機器 選び方・使い方 副読本「基本動作編」(一般財団法人 保健福祉広報協会 平成28年10月12日発行)に加筆

2. 2 一般的な車いすのフットサポートについて

(1) 素材

フットサポートのプレート(足を乗せる板)の材料は、合成樹脂製品(ポリプロピレン等)が一般的であるが、他に金属製品等もある。

(2) 形状

フットサポートは、2分割され左右に分かれており、プレート部分は、四角く、角に丸みがあるものが多い。合成樹脂製品のフットサポートのプレートは、軽量化するために薄い一枚板でできており、表面は、滑り止め

や凹凸加工が施されている。裏側は、プレート部分の強度を確保するために補強リブ³が格子状になっているものが多い（図3～図8参照。）。

（3）車いすフットサポートの JIS について

JIS T9201 においては、車いす形式分類の自走用標準形車いす及び介助用標準形車いすについて、「6 構造及び材料」の「6.1 身体支持部の構造」でフットサポートを、以下のように定めている。

g) フット・レッグサポートは、人体・建物などを容易に傷付けないような構造とする。

なお、プレートの強度についても、JIS T9201 で規定されているが、材質や形状については規定されていない。

図3 A社



図4 B社



図5 C社



図6 D社



図7 E社



図8 メーカー不明



³ 平板部や肉薄部を補強するため、その面と直角に取り付ける部材のこと。

2. 3 車いすの市場

(1) 車いすの歴史

日本では、昭和 39 年に開催された東京オリンピック・東京パラリンピック競技大会の頃から、米国製の車いすを参考に研究開発・製造が進められ、昭和 46 年には車いすの JIS が制定された。

(2) 車いすの市場規模

車いすの市場規模は、「福祉用具産業市場動向調査報告 2014 年度版⁴」によれば、平成 26 年度における出荷額は約 224 億円で、出荷台数は約 49 万 7 千台と推定されている。同報告によれば、出荷台数は、過去 5 年間で約 15% 増加している。

(3) 車いすの使用期間

標準的な車いすの耐用年数は 6 年とされているが、聴き取りをした製造業者によれば、更に長期間にわたって利用されている実態があるとのことである。また、聴き取りをしたレンタル事業者によれば、毎月 1 回行う市区町村に対する介護給付費の請求が 60 回⁵を超えれば、レンタル事業者は廃棄を検討するが、使用期間は稼働率等により異なるとのことである。

2. 4 車いすの流通

車いすの流通に関しては、製造業者が自ら販売するものと、福祉用具全般を扱う販売店等を通して販売されているものに分けられる。標準形車いすの多くは、販売店を通して個人、病院・介護施設やレンタル事業者などに販売されている。レンタル事業者に販売された車いすは、その多くが介護保険制度を利用する個人に貸与されており、少量ではあるが、介護保険は適用されずに販売されているものもある。近年では、店頭販売だけでなくインターネット等によって通信販売もされている。

他方で、利用者それぞれの身体機能の状況に合わせて車いすがオーダーメイドされる場合があり、このような場合は、義肢装具士⁶を介すなどして、

⁴ 日本福祉用具・生活支援用具協会編。平成 15 年まで経済産業省で実施されていた調査を平成 16 年から日本福祉用具・生活支援用具協会が引き継いで実施されているもので、工業統計調査ではなく、関係機関の調査やアンケート調査により推計された市場調査である。

⁵ 1 か月単位で請求が行われるが、この請求回数が、利用者への実貸出月数を示している。

⁶ 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）により規定された国家資格で、医師の処方の下に、義肢及び装具の装着部位の採寸・採型、製作及び身体への適合を行う者のこと。

製造業者から利用者に販売されていることが多い。

2. 5 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）では、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もってこれらの者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資することを目的とする」として、福祉用具⁷の研究開発及び普及の促進を求めている（同法第1条）。

同法では、行政の責務として、基本方針の策定や財政上の措置を講ずるよう努めること等が（同法第3条及び第4条）、製造事業者の責務として、製造する福祉用具の品質向上等に努めることが定められている（同法第5条第1項）。

同様に、販売又は賃貸（レンタル）事業を行う者は、利用者の相談に応じて、利用者がその心身の状況等に応じた福祉用具を適切に利用できるように努めなければならないとされている（同法第5条第2項）。また、老人福祉施設や障害者支援施設等の開設者は、常に、老人及び心身障害者の心身の特性並びに当該施設の入所者等の心身の状況を踏まえ、必要な福祉用具の導入に努めなければならないとされている（同法第5条第3項）。

さらに、地方公共団体は、福祉用具に関する情報提供や相談への対応、また、関係機関等との連携に努めなければならないとされている（同法第8条ないし第10条）。

⁷ 心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第2条）

3. 車いすに係る事故情報

3. 1 フットサポートへの接触

(1) 概要 (図9～図11 参照)

被介助者の足が車いすのフットサポートのプレートの裏側に接触し、皮膚損傷が発生したという事案である。

申出者が勤務する病院による調査では、リハビリテーション介入の際、車いすへの移乗時又は車いすからの起立・着座動作時に、足が車いすのフットサポートに接触する事象が平成28年8月の1か月間で24件⁸発生しており、そのうち2件は皮膚を損傷していたとのことであった。2件の皮膚損傷事案の内容については、後述するa)及びb)のとおりであった。その他の22件については、フットサポートのプレートと被介助者の膝から下の部位との接触にとどまっており、皮膚損傷にまでは至っていない。

なお、当該車いすは、いずれも自走用標準形車いすで、10年以上前に購入されたものであるが、空気圧の確認等の日常点検は実施されていたとのことであった。また、介助は、介助に関する専門的な教育を受け、実務経験を有する者が行っていたとのことであった。

a) 皮膚損傷事案1

被介助者は、筋力低下により移乗時に全介助が必要な者であった。被介助者を、介助者2名でベッドから車いすへ移乗させる際に、跳ね上げられていたフットサポートのプレートの裏側上方縁部分に被介助者の右足のかかどが接触し、皮膚損傷(裂傷)が発生したため、止血処置を行った(図9参照)。事故当時、被介助者は素足のままスリッパを履いている状態であった。

b) 皮膚損傷事案2

被介助者は、足底の感覚や立位姿勢の安定性⁹が低下し、両足の幅を広げて立位を行う状態の者であった。もともと被介助者の足には、下腿^{かたい}¹⁰側面から後面にかけてかさぶたが生じていたところ、車いすから起立

⁸ 当該件数は、申出者が勤務する病院で1か月のべ約2,500人を対象に調査を実施したものである。

⁹ 立った姿勢での安定性のこと。加齢などによりバランス能力や筋力が低下すると、立位姿勢を保持することが困難となり、転倒しやすくなる。

¹⁰ 膝から足首までのこと。

した際にフットサポートのプレート裏側と接触したことにより、当該かさぶたが剥がれて出血し、止血処置を行った。事故当時、被介助者は素足のままスリッパを履いている状態であった。

図9 事案1の皮膚損傷部位：右足のかかと

図10 自走用標準形車いす

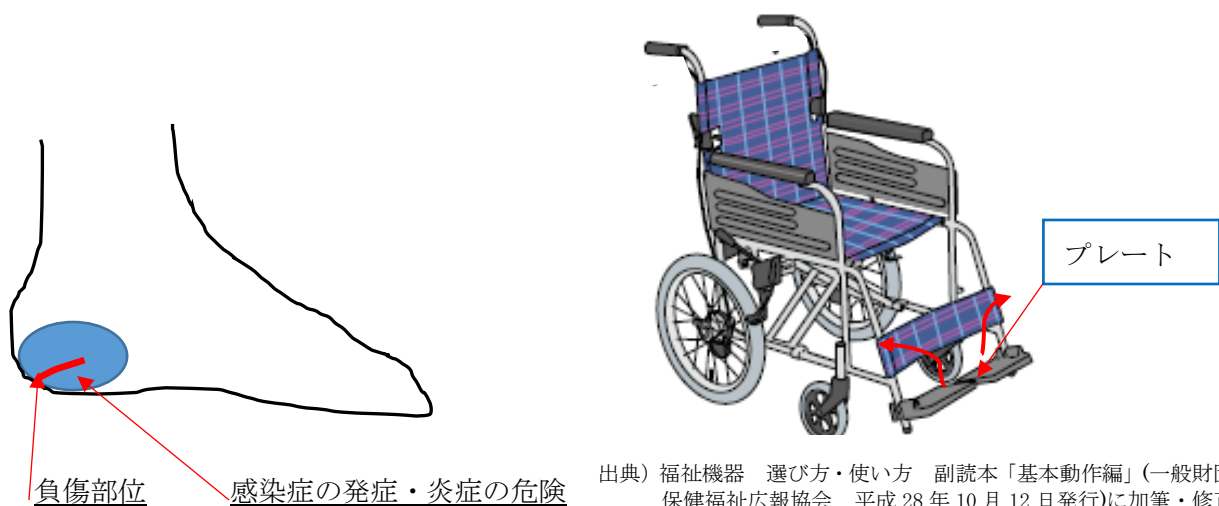


図11 皮膚損傷発生のイメージ図（申出事案とは異なる）



(2) 皮膚損傷による危険性

○症状：疼痛¹¹、出血、感染症等

一般に、何かに接触すれば皮膚損傷を起こし得るが、特に筋力低下や循環器機能の低下に伴うむくみなどの症状を持った高齢者の場合には、皮膚が薄くなり、接触等により少しの力が加わった場合でも、皮膚損傷を生じる可能性がある。

また、免疫力が低下している場合には、皮膚損傷部位の傷口から感染症を発症する可能性が高くなり、感染症を発症すると、特に糖尿病などの合併症がある場合には、症状が重篤化する可能性も考えられる。そのため、接触による皮膚損傷には、それ自体は軽度の損傷であっても、軽視できない問題点が含まれている。

(3) 申出者による再発防止対策の例

申出者は、フットサポートのプレートへの接触を防止する対策として、プレート部分にカバーを装着したりタオルを巻きつけたりするほか、被介助者の^{かた}下腿から足部にかけて、タオルや靴下等で保護するなどの手段を講じている（図12参照）。

申出者によれば、上記のような対策のほかに、介助者に対する注意喚起などを併せて行った結果、フットサポートのプレートへの接触による皮膚損傷が減ったとのことである。

また、車いすの製造業者や一般的な介護用品の製造業者などからも、フットサポートのプレートへの接触防止対策として、プレート部分に装着する袋状の布製品などの補助具（カバー）が販売されている。

図12 申出者による再発防止対策の例



手製のカバーの取り付け状況（足置き面）



裏側をカバーする袋の取り付け状況

¹¹ ずきずきとうずくように痛むこと。

3. 2 フットサポートの安全に関する製造業者の取組

車いすのフットサポートに関する構造的な安全対策については、製造業者によって以下のような取組がなされている。

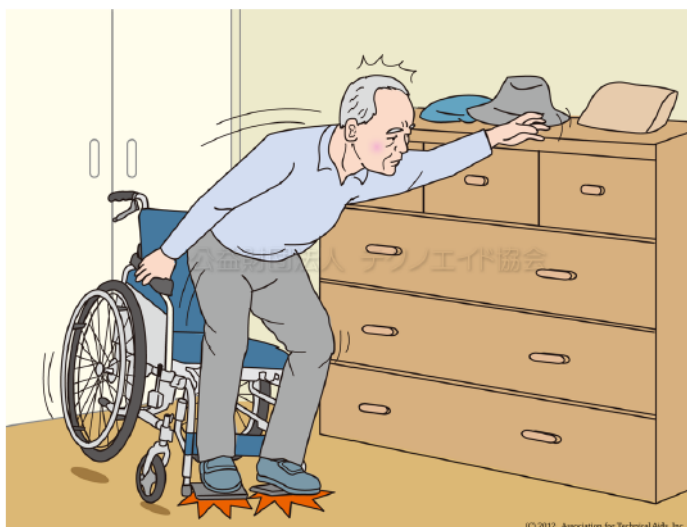
(1) フットサポートの脱着（取り外し）や回転及び跳ね上げ機能

移乗時の動作のしやすさを考慮し、フットサポートへの足の接触を防止するために、フットサポートの取り外しができたり、プレート部分を内側又は外側に回転させることができる機能や、プレートがスプリングによって常時跳ね上げたままになる機能（プレート裏側は平滑に処理されている）が開発され、既に市販されている。

(2) 立ち上がり転倒防止機能

利用者が、上方に置かれたものを取ろうとして、フットサポートのプレートを跳ね上げることなくプレートに足を乗せたまま踏み込んで立ち上がり、転倒する事故も多く発生している（図 13 参照。）。このような立ち上がり時の転倒防止対策として、製造業者により様々な方式が採用されている。例えば、プレートを踏み込むとそのままプレートが床まで下がる機能が開発され、既に市販されている。この立ち上がり転倒防止機能によれば、プレートの裏側に足が接触することがなくなると推定される。

図 13 フットサポートのプレートに足を乗せたまま立ち上がる事例



出典) 福祉用具の安全な利用を考える 福祉用具の事故予防を考える専門職向け研修教材（厚生労働省 公益財団法人テクノエイド協会 平成 28 年 3 月発行）

4. 車いすに係る課題等

フットサポートに関する事故を中心に、広く車いすに関する課題について、一部の病院、介護施設、製造業者、レンタル事業者及び福祉用具関係団体などからの聴き取りを行ったところ、以下のような課題を確認できた。

4. 1 フットサポートに関連する課題

- (1) フットサポートの脱着機能や立ち上がり転倒防止機能等、安全面で改良された製品は市販されている。しかし、そのような特別な機能が付加されていない標準形であっても、車いすの性能としては必要な要件は備わっているため、特に病院や介護施設等においては、資金等の問題により買換えが進んでいないものと考えられる。
- (2) 病院や介護施設等では、被介助者に厚手の靴下を着用させるなどの衣服による対策で、接触による皮膚の損傷を予防している。しかし、気温が高くなる季節には薄着になるため、接触による負傷の危険性は残存すると考えられる。

4. 2 管理に関する課題

医療機器¹²の場合、病院等の管理者には、医療機器安全管理責任者の配置、従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施、医療機器の保守点検に関する計画の策定、保守点検の適切な実施等が義務付けられている¹³。他方、福祉用具には安全管理措置に関する法規定がない。車いすの場合、一般的には、タイヤに空気が十分入っているか、ブレーキの利き具合は良いか、背クッション、座クッションがしっかりと取り付けられているか等を日常的に確認する必要がある。また、定期的には（1年に2回程度）、ブレーキの調整のほか、タイヤの摩耗やネジの緩みがないか等を点検する必要がある。

しかしながら、医療や介護の現場では、定期的な点検を行うに際して、製

¹² 医療機器とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第4項において「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるもの」とされている。

¹³ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第3号イ～ハ

品の機械的・専門的知識を有する者がいない場合が多い。介護保険制度を利用した福祉用具貸与の場合であれば、製品の機能、安全性等に関し、福祉用具専門相談員¹⁴が点検を行うこととされており¹⁵、貸出し時の点検が実施されていると考えられる。しかし、定期的な点検に関しては、貸出し後のモニタリング¹⁶については定められているが、明確な点検期間や点検内容などが法律上規定されていないため、定期的な点検が十分実施されていない可能性が考えられる。販売製品の場合には、モニタリングの義務がないことなどからも、定期的な点検が行われていない可能性はより高いと考えられる。

4. 3 情報共有に関する課題

聴き取りによると、製品に関する情報や、ヒヤリハット情報を、製造業者、レンタル事業者、利用者等、福祉用具関係団体等の中で共有し、活用する仕組みがないとのことであった。特に、ヒヤリハット情報は事故防止に重要な情報であり、聴き取りを行った関係者は、他からの情報も含め、可能な限り共有されることを希望しているが、重大事故以外の事故事例やヒヤリハット情報は、他から入ってきにくいとのことであった。

その理由としては、レンタル事業者には、モニタリング時に利用者等やケアマネジャー¹⁷からヒヤリハット情報等を入手する機会があるが、その情報を製造業者に伝え、共有する仕組みがないことや、介護保険の利用によるレンタル品に関する事故情報は、レンタル事業者が介護保険者である地方公共団体に報告するようになっているが、その情報も十分に活用されていないことが考えられる。

¹⁴ 福祉用具専門相談員とは、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、福祉用具専門相談員指定講習修了者のいずれかに該当する者をいう。福祉用具貸与事業所に従事する福祉用具専門相談員は、近年 22,000 人前後で推移しており、そのうち約 8 割が当該指定講習修了者である（第 45 回社会保障審議会介護保険部会資料 2 平成 25 年 6 月 6 日）。

¹⁵ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 199 条第 2 号

¹⁶ 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成し、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行うこととされている（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 199 条の 2 第 1 項及び第 5 項）。この福祉用具貸与計画の実施状況の把握のことを「モニタリング」という。

¹⁷ 要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するもので、介護支援専門員のこと（平成 9 年介護保険法第 7 条第 5 項）。

5. 結論

フットサポートのプレートへの接触は、車いすの利用に際して日常的に発生しているが、多くは軽度の擦過傷等にとどまり、車いすからの転落による骨折などのような重大事故に至ることが少ない。そのため、フットサポートのプレートへの接触は軽視され見過ごされがちであり、利用者等においても皮膚損傷の危険性の認識が低いことが考えられる。それゆえ、利用者等から製造業者に対してフットサポートに関する事故情報やヒヤリハット情報が伝達されず、製造業者においては、プレートへの接触によって、皮膚損傷が生じ得ることを十分に認識していない、認識していたとしても、このような日常的な事象が重大事故につながる危険性を有していることまでは、想定していない可能性が考えられる。

また、製造業者の多くは、それぞれが製品開発のために知り得た情報を利用し、より利便性・安全性の高い製品を提供しているが、病院や介護施設等では、新たな機能が付加された新製品への買換えが進んでおらず、より安全性の高い製品が一部でしか利用されていない状況になっている。

このような現状を踏まえ、消費者安全調査委員会は、以下のとおりと考えている。

5. 1 製造段階について

(1) 車いすのフットサポートのプレートに接触することにより、皮膚損傷が生じ、場合によっては重篤化することを認識し、利用者の安全が確保されるような取組が進められる必要がある。

① フットサポートのプレートの裏側は、跳ね上げた際には直接身体に触れる面になることを前提とし、製造業者はリスクアセスメントを実施して、例えば裏側を平滑にするなど、接触しても皮膚損傷が生じないような構造上の工夫を行うことが必要である。

② 既に利用されている車いすについては、プレート部分を覆う補助具（カバー）を取り付けることで、皮膚損傷の発生が大幅に軽減すると推定される。そのため、製造業者は、補助具の取り付けが促進されるように、利用者等に対して、補助具についての情報提供を行うとともに、補助具自体が安価で容易に入手できるものとなるような取組を進

めることが有益である。

- (2) 製造業者は、車いすが長期間にわたり利用される実態に鑑み、製品の改良のみならず、既存の製品へ取り付け可能な補助具について検討を進める必要がある。
- (3) 製造業者は、既製品に対する改良や補助具などの安全に関する情報を、利用者等に対して速やかに伝達する必要がある。

5. 2 利用段階について

- (1) 利用者等は、利用者の身体機能の状況や生活環境等に合わせた製品の選択を行うことが重要である。
また、車いすを初めて利用する際には、取扱説明書を読み、使い方や注意事項等を把握する必要がある。そのため、福祉用具専門相談員や福祉用具プランナー¹⁸等から、直接使い方に関する指導を受けることが重要である。
- (2) 製造業者は、日常的な点検・清掃及び定期的な点検による安全管理について、点検項目や目安となる点検・清掃周期を明確化する必要がある。その上で、在宅での利用においては介助者等の関係者又は利用者が、病院や介護施設においては職員等が、日常的な点検・清掃を実施する必要がある。また、定期的な点検の際には、車いすが長期間にわたり利用される実態に鑑み、福祉用具専門相談員のほか、製造業者や製品の機械的・専門的知識を有する者¹⁹が関与して、適正な安全管理がなされる必要がある。
- (3) 利用者等は、車いすのフットサポートのプレートに皮膚が接触すると皮膚損傷が起こり得ることを十分認識し、素足の状態で車いすに乗ることは避けるほか、車いすへの移乗時及び車いすからの起立・着座

¹⁸ 公益財団法人テクノエイド協会が認定する資格を有するもので、福祉用具を選択するためのアドバイスや適切な使用計画案の策定、その後の使用状況のモニターや評価を行うことができる専門家のこと。平成 28 年 3 月末までに 13,275 名が認定されている。

¹⁹ この一例として、車いす安全整備士が挙げられる。これは、「車いすの点検整備と安全利用の指導について専門的な技能を持つ、車いす安全整備の中心的役割を果たす技術者」として、一般社団法人日本福祉用具評価センターが認定する資格であり、平成 28 年 12 月末までに 34 回養成講座が開催され、1,073 名が認定されている。

動作時には、足下の状況に配慮する必要がある。

5. 3 情報の共有について

今後も、高齢化が進み、在宅介護が増加するなどして、車いすの利用環境が広がり、利用形態や事故の態様が変化し得ることが考えられる。

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の趣旨にのっとり、事故情報、ヒヤリハット情報、更には製品情報等が一元化され、製造業者、販売事業者、レンタル事業者、病院・介護施設及び利用者等といった全ての関係者の間で共有され、事故予防のために活用されることがより一層重要となる。

なお、公益財団法人テクノエイド協会²⁰は、厚生労働省の福祉用具臨床的評価事業の一環として、ウェブサイトにおいて、福祉用具の製品情報やヒヤリハット情報等の収集結果を提供している。情報収集・更新の仕組みの構築も含め、こうした情報共有のシステムを有効活用する方策を関係者によって検討することが有益である。

²⁰ 福祉用具に関する調査研究及び開発の推進、福祉用具情報の収集及び提供、福祉用具の臨床的評価、福祉用具関係技能者の養成、義肢装具士に係る試験事務等を行うことにより、福祉用具の安全かつ効果的な利用を促進し、高齢者及び障害者の福祉の増進に寄与することを目的としている公益法人 (<http://www.techno-aids.or.jp/kyokai/>)。昭和 62 年 3 月 16 日 財団法人設立認可(厚生省社第 220 号)。